

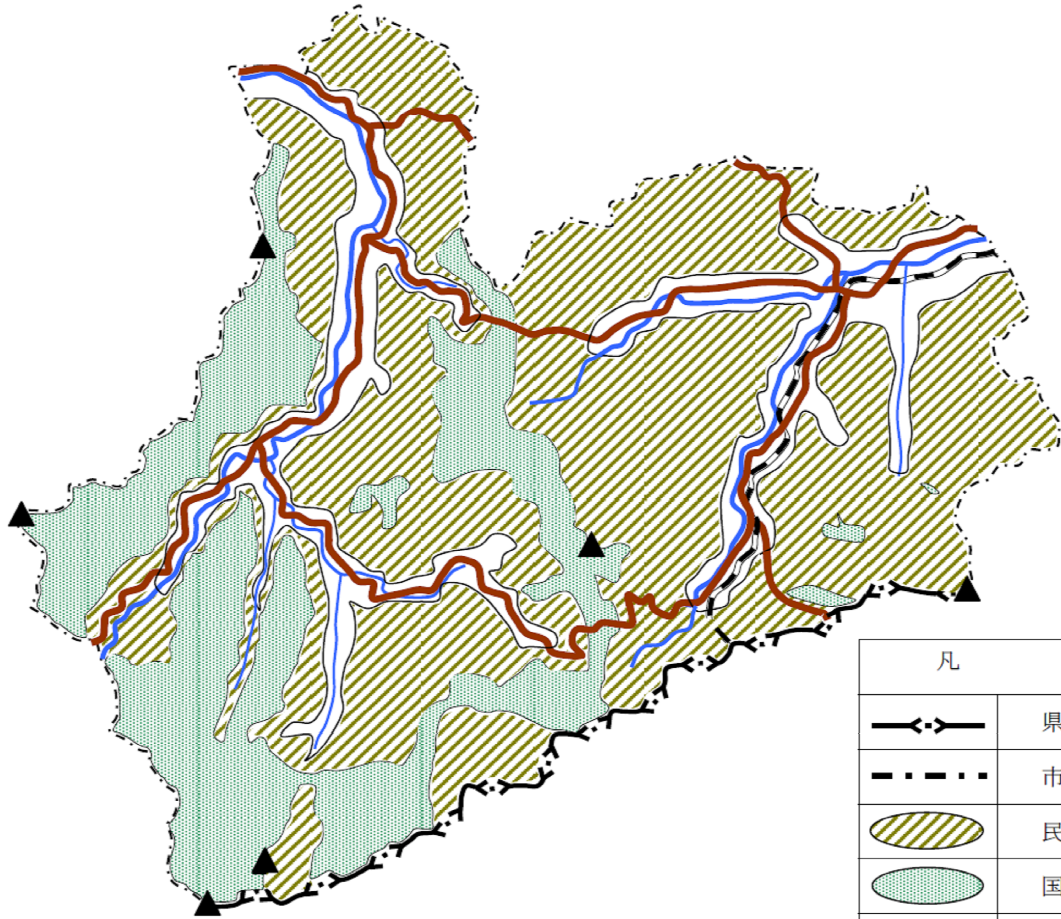
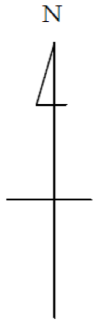
南会津町森林整備計画

(令和 7 年度変更)

計画期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 1 4 年 3 月 3 1 日)

福 島 県
南 会 津 町

市町村位置図



縮尺 1/300,000

凡	例
	県界
	市町村界
	民有林
	国有林
	国道
	鉄道
	河川
	山岳

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	4
3	森林施業の合理化に関する基本方針	7
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	8
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	9
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	12
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	14
5	その他必要な事項	14
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	15
2	保育の種類別の標準的な方法	16
3	その他必要な事項	18
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	19
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	21
3	その他必要な事項	21
	別表 1	22
	別表 2	27
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	32
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	32
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	32
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	32
5	その他必要な事項	32
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	33
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	33
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	33
4	その他必要な事項	33

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	<u>34</u>
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	<u>34</u>
3	作業路網の整備に関する事項	<u>36</u>
4	その他必要な事項	<u>39</u>
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	40
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	41
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	41
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	42
2	その他必要な事項	42
	別表 3	43
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	44
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	44
3	林野火災の予防の方法	44
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	44
5	その他必要な事項	44
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	<u>46</u>
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項	<u>46</u>
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	<u>46</u>
4	その他必要な事項	<u>46</u>
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	<u>47</u>
2	生活環境の整備に関する事項	<u>49</u>
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	<u>49</u>
4	森林の総合利用の推進に関する事項	<u>50</u>
5	住民参加による森林の整備に関する事項	<u>50</u>
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	<u>50</u>
7	その他必要な事項	<u>50</u>
	参 考 資 料	<u>51</u>

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県の南西部に位置し、南会津郡の下郷町・只見町・檜枝岐村、さらには、大沼郡昭和村に隣接し、南は栃木県に接しています。地形は、越後山系から連なる館岩地域の帝釈山（標高 2,059.6m）を最高峰とし、四方を急峻な山で囲まれた山岳地帯です。

町は、駒止峠と中山峠を境に、田島地域は阿賀川（大川）流域、館岩地域、伊南地域、南郷地域は伊南川流域に分かれており、それぞれの河川沿いに農耕地が開け、集落が形成されています。

本町の総面積は、88,647ha あり、そのうち森林が約 92%を占めています。森林のうち南会津町森林整備計画の対象となる民有林は 56,930ha あり、民有林における人工林面積は 14,171ha、人工林率は約 25%となっています。

また、人工林の樹種別では、スギが約 52%、次いでカラマツが約 28%、アカマツが約 20%であり、齢級では 8 齢級以上の人工林が多く、成熟が増し主伐期に向けた体制整備が必要となっています。

しかし、長引く木材需要の低迷や就業者不足が続き、さらには豪雪地帯という厳しい環境にあることから、林業活動は落ち込んでおり、間伐・保育等が適正に実施されていない森林が増加しています。

このため、本町においては、以下のことが課題となっています。

- ① 森林の公益的機能を発揮し木材資源の充実を図るため、比較的積雪の少ない傾斜面等の森林生産性の高い地域は、持続生産のため法正林化を推進し、積雪の多い急斜面については、天然林施業を中心とした有用広葉樹林への移行を進めなければなりません。
- ② 人工造林地については、積雪を考慮し適地における長伐期施業による良質大径木生産を目標として、枝打、間伐等技術普及と実行量確保を進めなければなりません。
- ③ 水源涵養機能の高い森林については、木材生産との調整を図りながら、育成単層林・育成複層林施業など、緑と水の源泉地域にふさわしい多様な森林整備を促進しなければなりません。

以上の課題を解決するため、森林経営計画の作成・実施主体の組織化及び、施業の団地化を図るとともに森林組合等担い手の育成、確保と補助事業や制度造林の導入についての普及の啓発と施業を進めます。

また、平成 23 年 3 月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けているため、出荷制限解除、風評被害払拭の対応も必要となっています。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとします。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮するものとします。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとします。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとします。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の機能	目指すべき森林資源の姿
ア 水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
イ 山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
ウ 快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
エ 保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
オ 文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
カ 生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林
キ 木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能^{かん}

- ① 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ります。

- ② 自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進します。
- ③ ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進します。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

- ① 災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。
- ② 自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。
- ③ 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進します。

ウ 快適環境形成機能

- ① 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等を防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進します。
- ② 快適な環境の保全のため保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進します。

エ 保健・レクリエーション機能

- ① 住民の憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民ニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進します。
- ② 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
- ③ 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の拡散抑制に関する対策や知見の集積に努めるとともに、必要に応じ森林の保育・間伐等の対策を推進します。

オ 文化機能

- ① 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。
- ② 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進します。
- ③ 歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努めます。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配慮されていることを目指すものとします。また、野生生物の生息・生育環境にも配慮した適切な保全を推進します。

キ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に提供する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととし、この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進します。

また、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進します。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、町及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業者等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとします。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとします。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとします。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとします。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとします。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林GISの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、次表に基づき平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して主要な樹種ごとに定めます。

なお、特定苗木などの成長に優れた苗木については、知見や実証の成果等を収集し、その特性に対応した標準伐期齢の検討を進めるものとします。

地域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
全域	45年	50年	45年	45年	55年	15年	65年	20年

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを基本に、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、以下のとおり皆伐・択伐の別に定めます。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとします。
- ・択伐：択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽の場合は40%以下）の伐採とします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意することとします。

ア 1 箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとします。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとします。

イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めます。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとします。

また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとします。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。

オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置します。

カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を遵守します。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行います。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとします。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとします。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとします。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を基本として、立地条件、木材の利用状況等を勘案して定めるものとし、人工造林すべき樹種については、地域の自然条件とそれぞれの樹種の性質、従来の施業体系、施業技術の動向、種苗の需給動向等を勘案し、健全な森林の育成が見込まれる樹種とします。また多様な森林環境整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種も含む幅広い樹種が選定されるよう配慮するものとしします。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	<針葉樹> スギ、カラマツ、アカマツ等 <広葉樹> エンジュ、クリ、ケヤキ、ナラ類、ブナ	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町農林課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとしします。

(2) 人工造林の標準的な植栽方法

人工造林の植栽本数は、次表に基づき、多様な施業体系や生産目標に対応した幅広い植栽本数が適用されるよう配慮するものとしします。

ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数 (本/ha) <small>注1)</small>	備 考
ス ギ	1, 500～2, 500	複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとしします。
カラマツ	1, 500～2, 500	
アカマツ	1, 500～5, 000	
広葉樹	1, 500～6, 000	

注1) 標準的な植栽本数ですので、樹种植栽本数は個々の林業経営、地理的条件等により変化します。上記の標準的な植栽本数によらない場合は、町農林課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとしします。

イ その他人工造林の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	<p>① 植付け予定地の雑草木、ササ類など、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈り払ったものは枝や樹木の先端部分とともに山腹の適切な所に集積し、棚積み等を実施します。</p> <p>②植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈り払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮します。</p> <p>③傾斜角 30 度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるための、切頭残存広葉樹等を 2mおきに立て、積雪の移動による被害防止を図るものとします。</p>
植付けの方法	<p>①植付け地点を中心に、周囲 60～70cm 程度の落葉、雑草、その他の地被物を取り除き 30～40cm 四方、深さ 25～30cm 程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行います。</p> <p>②凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入します。</p> <p>③多雪地帯の急斜面に植付ける場合は、直角植え又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付け地に適した方法によるものとします。</p>
植栽の時期	<p>①春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行います。</p> <p>②秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行います。</p>

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して原則 2 年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採によるものについては、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に更新するものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととします。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	<針葉樹> アカマツ、モミ等 <広葉樹> ケヤキ、ナラ類、ブナ、クリ、クヌギ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	<広葉樹> ミズナラ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとします。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおりとします。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
アカマツ、モミ、ケヤキ、ナラ類、ブナ、クリ、クヌギ等	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地表処理	ササや粗腐類の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図ります。
刈り出し	ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈り出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図ります。
植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘察し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植え込みを行います。

芽かき	<p>ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを一株に1～3本残し、それ以外はかきとるものとします。</p> <p>芽かきを1回行う場合は伐採後3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとします。</p> <p>多雪地帯では、雪圧による被害等、ぼう芽の自然淘汰が行われたと考えられる5～6年目頃に行うものとします。</p>
-----	---

<p><立木度></p> <p>幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表します。</p>	
立木度	$= \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとします。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとします。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとします。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとします。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合は、1の(1)によります。

イ 天然更新の場合は、2の(1)によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ha当たり概ね10,000本とします。

また、更新すべき本数は1ha概ね3,000本以上とします。

5 その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

今後増大する主伐後の再造林に対し、成長に係る特性が特に優れている特定母樹等から生産した特定苗木の供給を推進します。

イ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、カラマツコンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進します。

ウ きのご原木林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を参考に、地域における従来の間伐の方法を勘案し、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、回数、作業方法、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めます。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初回	2 回	3 回	4 回	5 回	
スギ	中仕立て	2,500本	13	17	23	30	40	<ul style="list-style-type: none"> ・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行います。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定します。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行います。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定することとします。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とします。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施することとします。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、行うこととします。 ・施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めることとします。
カラマツ	中仕立て	2,500本	12	16	22	27	35	
アカマツ	中仕立て	5,000本	17	21	26	32	39	

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったように

なり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う」

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 保育の標準的な実施林齢、回数及び方法

(その1)

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数（年）													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
下刈	スギ	○	◎	○	○	○	○	○	○	○					
	アカマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
	カラマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
雪起し	スギ						○	○	○	○	○	○	○	○	
つる切	スギ												○		
	アカマツ													○	
	カラマツ											○			
除伐	スギ												○		
	アカマツ													○	
	カラマツ											○			
枝打ち	スギ													○	

(その2)

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数（年）						標準的な方法
		15	16	17	18	19	20	
下刈	スギ							雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとします。また、下刈の終期、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。
	アカマツ							
	カラマツ							
雪起し	スギ	○						雪圧により倒伏した造林木を引起す。実施時期は融雪後造林木の成長が始まる前とします。
つる切	スギ	○						下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行います。
	アカマツ							
	カラマツ							

除 伐	スギ	○						下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成します。
	アカマツ							
	カラマツ							
枝打ち	スギ		○				○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとします。

(2) 森林整備法人の施業に関する基準は次のとおりとします。

ア 環境林施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6年生(春植え)～7年生(秋植え)まで実施
雪起し	スギ・ヒノキの6年生～15年生の林分で被害率30%以上で実施
除伐	11～20年生で1回(雑木の著しい場所にあつては2回)実施
枝打ち	スギ・ヒノキの11～20年生で枝打ち高4mで1回実施
保育間伐	21～35年生を対象に間伐率30%で1回実施
つる切り	フジ、クズ等つる類の繁茂が著しい箇所を実施

(注) 以前の施業基準に基づく間伐率20%の造林・育林地にあつては、本施業基準に基づく保育間伐を実施したものとします。

イ 経済林施業基準

(ア) 対象とする造林・育林地

次に掲げる要件をすべて満たす造林・育林地

- ① 樹木の生育が極めて良好であること。
- ② 造林・育林地から市場までの木材搬出路が整備されている(近く整備されることが確実である)こと。

(イ) 施業基準

環境林施業基準に加え、枝打ち及び間伐については、次により実施します。

施業種	施業の内容
枝打ち	スギ・ヒノキの11～20年生を枝打ち高4mで1回、21～30年生を8m未満で1回実施
保育間伐	21～35年生を対象に間伐率20%以上で1回実施
利用間伐	36年生以上の林分を対象に間伐率20%以上で1回実施(補助事業に該当する場合に限る)

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとします。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとします。

ふくしま緑の森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、林内照度の管理によって天然力を活用した針広混交林化施業を行い、主伐は、契約に基づき、スギ及びその他の樹種 80 年、ヒノキ 90 年とします。

施業基準

施業種	施行の内容
下刈り	6年生（春植え）～7年生（秋植え）まで実施
雪起し	会津地方のスギ・ヒノキの2～3齢級（6～15年生）林分で被害率30%以上で実施
除伐	3～4齢級（13年生、18年生）で1回（雑木の繁茂が著しい場所にあっては2回）実施
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級（30年生）の林分を対象に間伐率30%で1回実施
利用間伐	8齢級以上（40年生、50年生、65年生）の林分を対象に間伐率30%で1回実施（補助事業に該当する場合に限る）

上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内（前期5年間）において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示します。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

Iの2の(2)に示す森林の区分のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション・文化・生物多様性保全機能を持つ維持増進森林について、以下のとおり区域を定めるものとします。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおりとします。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとします。

また、この場合の樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その森林施業の方法による森林の区域については、別表2のとおりとします。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表2に 定める 区域	55年	60年	55年	55年	65年	25年	75年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の(ア)から(エ)までに掲げる森林の区域を別表1のとおり定めるものとします。

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(エ) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとします。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎（区域毎）の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとします。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種							
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表2に 定める 区域	90年	100年	90年	90年	110年	30年	130年	40年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとします。

- ① 地形が傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおりとします。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとします。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとします。

3 その他必要な事項

特になし

別表 1

区 分	森林の区域	面積(ha)
<p>水源の^{かん}涵養の機能の増進を 図るための森林施業を推進 すべき森林</p>	<p>(田島)</p> <p>4 林班の 7~10,12 小班、5~7 林班、11 林班の 38~43 小班、12 林班の 110,114 小班、118,119,123~161 小班、13 林班、14 林班の 3~13,29,134,135 小班、15~19 林班、21 林班、22 林班 2 小班、28~30 林班、33~58 林班、60~86 林班、88 林班、95~98 林班、100 林班の 237~240 小班、242~314 小班、102 林班の 5,80~83 小班 88,97,98 小班、103 林班の 19 小班、104~109 林班、112~119 林班、124~130 林班、132 林班の 58,59,64,66~68,70,71,73 小班 138~169 林班、171 林班、174~177 林班 180~194 林班、197~201 林班、203 林班の 1~18 小班、209~219 林班、223 林班、225~227 林班、228 林班の 46~49,51,52,54,55,57~61 小班、229~234 林班、241~245 林班、246 林班の 1~6 小班、247 林班 248 林班の 1~14,26,27,29~31,35 小班、249 林班、256~257 林班、259 林班、261~263 林班、265~281 林班、282 林班の 46,49,65,66,68,69,74~76 小班、283 林班、285~288 林班、291~313 林班、316 林班 318 林班、320 林班、322 林班の 137,139 小班、323~325 林班、327 林班、332~338 林班、339 林班の 21~34,37~40 小班、342 林班、344 林班の 7~9 小班、346~348 林班、349 林班の 11,12,42~58,60~68,71,72 小班、350~358 林班</p> <p>(舘岩)</p> <p>1 林班の 8,9、小班 2 林班の 1~88,95,96,101,102,110,111,114~152 小班、3~14 林班、24~74 林班、75 林班の 1~4,14~16 小班、76 林班の 1~22,29~42 小班、77~97 林班</p> <p>(伊南)</p> <p>1~33 林班、34 林班の 1~290,338~394 小班、35~38 林班、39 林班の 139~205,212~285 小班、40~55 林班、56 林班の 136~158 小班、57 林班の 46~114 小班、58~62 林班、63 林班の 1~19,25~27,30 小班</p> <p>(南郷)</p> <p>1 林班、2 林班、4~89 林班</p>	47,386.20

区 分	森林の区域	面積(ha)
<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>(田島)</p> <p>11 林班 38～43 小班 12 林班 110,114,118～119, 123～161 小班 14 林班 3～13,29,134,135 小班 33 林班 4～13,22,23,25～31, 40～55 小班 37 林班 41,43,44,46,47 小班 49 林班 16～23 小班 59 林班 1,2,4,5,6,17,18,20,21,64～79, 81～87,89～96,99,101～105, 107～109,115 小班 100 林班 237～240,242～314 小班 102 林班 5,80～83,88,97,98 小班 103 林班 19 小班 106 林班 22,23,24 小班 108 林班 8,12～28,31,32,33 小班 119 林班 10～27,32,33 小班 124 林班 18～22,24～27, 31,32,33 小班 126 林班 19,20 小班 127 林班 1～4,13～22 小班 129 林班 20,21 小班 132 林班 58,59,64,66,67,68,70,71, 73 小班 142 林班 36～38 小班 143 林班 17,18,47,48 小班 144 林班 50,51 小班 145 林班 38～42,46,56,58,60,61 小班 181 林班 1～13,22 小班 201 林班 1～11,14～29,32 小班 203 林班 1～18 小班 211 林班 16,17,18 林班 228 林班 46～49,51,52,54,55,57～61 小班 243 林班 28～31,39,40 小班 245 林班 17,25,26 林班 246 林班 1～6 林班 247 林班 1～21,38,39,41,43,44 小班 248 林班 1～14,26～31,35 林班 249 林班 5～11 小班 256 林班 5～8,11～19 小班 257 林班 1,2,4,5,6,9,10,11,14～19 小班 260 林班 342,343,550,554,555 小班 262 林班 17～40 小班 282 林班 46,49,65,66,68,69,74,75,76 小班 283 林班 5,6,7,39,40,48～54,60,61, 64～69, 73,74,76,78～84,102,106,107 小班 335 林班 1～5,14～17 小班 336 林班 1,2,6,7,8,10～14,16 小班 339 林班 21～34,37～40 小班 344 林班 7,8,9 林班 346 林班 74,75,122,171,174,175 小班 347 林班 126～129,207,219,221, 224～226,234,235 小班</p>	<p>1,246.22</p>

区 分	森林の区域	面積(ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(田島) 348 林班 12,16~18,22,23, 131~142, 144~146 小班 349 林班 11,12,42~58,60~68,71, 72 小班 352 林班 67~90,92~103,121~144 小班 353 林班 43~49 小班 354 林班 12~15 小班 355 林班 1,2,3,7~13 小班 357 林班 52~53 小班 358 林班 1~3 小班	
	(舘岩) 2 林班 15,17,18,20,21 小班 3 林班 38,41,42,44 小班 4 林班 12~17 小班 9 林班 2~35,38,39 小班 13 林班 51,56,164,167~171,183, 201~204, 212~215 小班 37 林班 85~89 小班 38 林班 21,23,24 小班 58 林班 67,68,109~112 小班 62 林班 23,24,25 小班 63 林班 8 小班 65 林班 68~75 小班 67 林班 77 小班 70 林班 18,21,22,24,29 小班 81 林班 18,21 小班 82 林班 99~101,103,105~108, 112, 114~117,231~248, 250, 252~260, 266,272~275,277,279~282, 306 小班 83 林班 55~63,65,79,80,81,83,99~117 小班 92 林班 137~140 小班 94 林班 24,25 小班	188.69
	(伊南) 3 林班 1~4、10~12 小班 15 林班 79,80,84,85,88,89,96 小班 16 林班 27,28,29 小班 18 林班 16~26 小班 19 林班 73,74,75 小班 24 林班 46~50,54 小班 31 林班 1~4 小班	65.09

区 分	森林の区域	面積(ha)
<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>(南郷)</p> <p>4 林班 53~76,78,80~96,98~118, 120~125, 130~137,140~168,170,171,173~207, 211,212 小班</p> <p>13 林班 45~48,51~53 小班</p> <p>14 林班 140~145 小班</p> <p>18 林班 8,9,10,12,13,14,28,30,32, 33, 100~111,114~123, 126~128, 130~134 小班</p> <p>19 林班 16,54 小班</p> <p>20 林班 6,7,8,30~36,39~42 小班</p> <p>37 林班 307,310,344~346,356, 358, 381~389,403 小班</p> <p>39 林班 8,107,111,114,131,132, 136,192,257,266,275 小班</p> <p>41 林班 6,75,78,82,85~91,93 小班</p> <p>46 林班 9,10,11 小班</p> <p>50 林班 111,112 小班</p> <p>51 林班 176,177 小班</p> <p>53 林班 3,6,7,15~20 小班</p> <p>54 林班 98,101,102,104,105,108, 112~117, 119,121,123,125 小班</p> <p>55 林班 2,4,6~9,11~21,23~26 小班</p> <p>56 林班 136,137,171~173,176,179,180 小班</p> <p>57 林班 3,4 小班</p> <p>58 林班 212,213,275,276,278 小班</p> <p>59 林班 1~7,12~33,36,37,39,45, 49, 52~55,64,68,69,71,73,79~82 小班</p> <p>60 林班 2~8 小班</p> <p>61 林班 1~4,6,7,21,22,23 小班</p> <p>62 林班 2,3,4 小班</p> <p>76 林班 50,51,54,55,57,58,62,65, 66,68,69, 72,79,80,83,84, 85,90,91,94,96,105, 106,108,110,115,118,121,123, 172 小班</p> <p>77 林班 23~29 小班</p> <p>78 林班 15,18~21,51~56 小班</p> <p>81 林班 1~6,8,10,11 小班</p> <p>83 林班 1~11,17~31 小班</p> <p>84 林班 9,10,19,26,27,29,30,37, 38,42,44, 45,52,54,57,66, 68,70~74, 76~80,82,88,89 小班</p> <p>85 林班 28,29,42,43,56~58,60, 75~83, 85,89~95 小班</p> <p>86 林班 25,32,36,37,75,107 小班</p> <p>87 林班 21,26,53,99</p>	<p>719.38</p>

区 分	森林の区域	面積(ha)
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な森林施業が可能な森林	—	—

別表 2

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	<p>田島</p> <p>4 林班の 7～10,12 小班、5～7 林班、11 林班の 38～43 小班、12 林班の 110,114,118,119, 123～161 小班、13 林班、14 林班の 3～13, 29,134,135 小班、15～19 林班、21 林班、22 林班 2 小班、28～30 林班、33～58 林班、60～86 林班、88 林班、95～98 林班、100 林班の 237～240,242～314 小班、102 林班の 5, 80～83,88,97,98 小班、103 林班の 19 小班、104～109 林班、112～119 林班、124～130 林班、132 林班の 58,59,64,66～68,70,71,73 小班、138～169 林班、171 林班、174～177 林班、180～194 林班、197～201 林班、203 林班の 1～18 小班、209～219 林班、223 林班、225～227 林班、228 林班の 46～49,51,52, 54,55,57～61 小班、229～234 林班、241～245 林班、246 林班の 1～6 小班、247 林班、248 林班の 1～14,26,27,29～31,35 小班、249 林班、256～257 林班、259 林班、261～263 林班、265～281 林班、282 林班の 46,49,65, 66,68,69,74～76 小班、283 林班、285～288 林班、291～313 林班、316 林班、318 林班、320 林班、322 林班の 137,139 小班、323～325 林班、327 林班、332～338 林班、339 林班の 21～34,37～40 小班、342 林班、344 林班の 7～9 小班、346～348 林班、349 林班の 11,12,42～58,60～68,71,72 小班、350～358 林班</p> <p>館岩</p> <p>1 林班の 8,9 小班、2 林班の 1～88,95,96, 101,102,110,111,114～152 小班、3～14 林班、24～74 林班、75 林班の 1～4,14～16 小班、76 林班の 1～22,29～42 小班、77～97 林班</p> <p>伊南</p> <p>1～33 林班、34 林班の 1～290,338～394 小班 35～38 林班、39 林班の 139～205,212～285 小班、40～55 林班、56 林班の 136～158 小班 57 林班の 46～114 小班、58～62 林班、63 林班の 1～19,25～27,30 小班</p> <p>南郷</p> <p>1 林班、2 林班、4～89 林班</p>	47,386.20

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき森林	田島 11 林班 38～43 小班 12 林班 110,114,118～119,123～161 小班 14 林班 3～13,29,134,135 小班 33 林班 4～13,22,23,25～31,40～55 小班 37 林班 41,43,44,46,47 小班 49 林班 16～23 小班 59 林班 1,2,4,5,6,17,18,20,21,64～79, 81～87,89～96,99,101～105,107～109, 115 小班 100 林班 237～240,242～314 小班 102 林班 5,80～83,88,97,98 小班 103 林班 19 小班 106 林班 22,23,24 小班 108 林班 8,12～28,31,32,33 小班 119 林班 10～27,32,33 小班 124 林班 18～22,24～27,31,32,33 小班 126 林班 19,20 小班 127 林班 1～4,13～22 小班 129 林班 20,21 小班 132 林班 58,59,64,66,67,68,70,71,73 小班 142 林班 36～38 小班 143 林班 17,18,47,48 小班 144 林班 50,51 小班 145 林班 38～42,46,56,58,60,61 小班 181 林班 1～13,22 小班 201 林班 1～11,14～29,32 小班 203 林班 1～18 小班 211 林班 16,17,18 林班 228 林班 46～49,51,52,54,55,57～61 小班 243 林班 28～31,39,40 小班 245 林班 17,25,26 林班 246 林班 1～6 林班 247 林班 1～21,38,39,41,43,44 小班 248 林班 1～14,26～31,35 林班 249 林班 5～11 小班 256 林班 5～8,11～19 小班 257 林班 1,2,4,5,6,9,10,11,14～19 小班 260 林班 342,343,550,554,555 小班 262 林班 17～40 小班 282 林班 46,49,65,66,68,69,74,75,76 小班 283 林班 5,6,7,39,40,48～54,60,61,64～69, 73,74,76,78～84,102,106,107 小班 335 林班 1～5,14～17 小班 336 林班 1,2,6,7,8,10～14,16 小班 339 林班 21～34,37～40 小班 344 林班 7,8,9 林班 346 林班 74,75,122,171,174,175 小班	1,246.22

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき森林	(田島) 347 林班 126~129,207,219,221, 224~226,234,235 小班 348 林班 12,16~18,22,23, 131~142,144~146 小班 349 林班 11,12,42~58,60~68,71, 72 小班 352 林班 67~90,92~103, 121~144 小班 353 林班 43~49 小班 354 林班 12~15 小班 355 林班 1,2,3,7~13 小班 357 林班 52~53 小班 358 林班 1~3 小班	
	舘岩 2 林班 15,17,18,20,21 小班 3 林班 38,41,42,44 小班 4 林班 12~17 小班 9 林班 2~35,38,39 小班 13 林班 51,56,164,167~171,183,201~204, 212~215 小班 37 林班 85~89 小班 38 林班 21,23,24 小班 58 林班 67,68,109~112 小班 62 林班 23,24,25 小班 63 林班 8 小班 65 林班 68~75 小班 67 林班 77 小班 70 林班 18,21,22,24,29 小班 81 林班 18,21 小班 82 林班 99~101,103,105~108,112,114~117, 231~248,250,252~260,266,272~ 275,272~275,277,279~282, 306 小班 83 林班 55~63,65,79,80,81,83,99~117 小班 92 林班 137~140 小班 94 林班 24,25 小班	188.69
	伊南 3 林班 1~4、10~12 小班 15 林班 79,80,84,85,88,89,96 小班 16 林班 27,28,29 小班 18 林班 16~26 小班 19 林班 73,74,75 小班 24 林班 46~50,54 小班 31 林班 1~4 小班	65.09

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき森林	南郷 4 林班 53~76,78,80~96,98~118,120~125, 130~137,140~168,170,171,173~207 211,212 小班 13 林班 45~48,51~53 小班 14 林班 140~145 小班 18 林班 8,9,10,12,13,14,28,30,32,33,100~111, 114~123,126~128,130~134 小班 19 林班 16,54 小班 20 林班 6,7,8,30~36,39~42 小班 37 林班 307,310,344~346,356,358,381~389 403 小班 39 林班 8,107,111,114,131,132,136,191,192, 257,266,275 小班	
	41 林班 6,75,78,82,85~91,93 小班 46 林班 9,10,11 小班 50 林班 111,112 小班 51 林班 176,177 小班 53 林班 3,6,7,15~20 小班 54 林班 98,101,102,104,105,108,112~117 119,121,123,125 小班 55 林班 2,4,6~9,11~21,23~26 小班 56 林班 136,137,171~173,176,179,180 小班 57 林班 3,4 小班 58 林班 212,213,275,276,278 小班 59 林班 1~7,12~33,36,37,39,45,49,52~55 64,68,69,71,73,79~82 小班 60 林班 2~8 小班 61 林班 1~4,6,7,21,22,23 小班 62 林班 2,3,4 小班 76 林班 50,51,54,55,57,58,62,65,66,68,69, 72,79,80,83,84,85,90,91,94,96,105, 106,108,110,115,118,121,123, 172 小班 77 林班 23~29 小班 78 林班 15,18~21,51~56 小班 81 林班 1~6,8,10,11 小班 83 林班 1~11,17~31 小班 84 林班 9,10,19,26,27,29,30,37,38,42,44,45, 52,54,57,66,68,70~74,76~80,82,88, 89 小班 85 林班 28,29,42,43,56~58,60, 75~83,85,89~95 小班 86 林班 25,32,36,37,75,107 小班 87 林班 21,26,53,99 小班	719.38

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業事業者等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとします。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとします。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意することとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、町が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとします。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとします。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとします。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の民有林面積 56,930ha のうち、県有、町有、財産区、森林総合研究所、林業公社等の公有林機関造林面積は 17,785ha で、その他私有林面積が 38,925ha の森林形態となっている。今後は、森林施業を組織的、計画的、かつ効率的に推進するため、集落や小流域を単位とした施業の集団化等について、集落座談会を開催し、森林所有者間の合意形成が図られるよう促進します。

さらに、私有林の中には共有形態のものが集団的に有り、森林施業では一定のまとまりがあるので、計画的かつ適正な造林等、施業の共同化を促進します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

本町の 1ha 以上の森林所有者は、2,077 戸で全戸数 6,615 戸の約 31% となっています。その内 5ha 未満の保有者が約 87% を占め、零細林家が多く保有地も分散しています。

今後は、合理的かつ効率的な森林施業実施のために、施業の共同化と森林施業の受委託の促進及び協業体の育成強化や施業実施協定の締結についての理解と協力を得ながら推進してゆきます。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際に留意すべき事項等について、1及び2との整合を図りつつ、以下のとおりとします。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にします。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にします。

ウ 共同施業実施者の一部がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にします。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0 ~15°)	車両系	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系	23以上	62以上	85以上
	架線系	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30~35°)	車両系	16以上	44<34>以上	60<50>以上
	架線系	16以上	4<0>以上	20<15>以上
急峻地 (35° ~)	架線系	5以上	0以上	5以上

(注1) 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注2) 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注3) 「急傾斜地」の< >書きは、広葉樹の導入による針広混交琳化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については以下のとおりです。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考 (接続林道)
長野字齊藤山 22・23	297	林道長野音金線	2,000	①	
田部字八幡前 31	162	町道長野水無線	500	②	
水無字水無 51	135	町道水無小出原線	500	③	
栗生沢字後山 59	135	県道黒磯田島線	500	④	

中荒井字大日影 102	135	町道上三沢線	500	⑤	
路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考 (接続林道)
川島字小金地 114	80	町道家老線	1,000	⑥	
川島字唐松 118・119	108	町道家老線	500	⑦	
糸沢字羽塩沢 143	50	羽根塩沢線	1,000	⑧	
永田字沼の平 4	162	林道永田小塩 線	500	⑨	
針生字向山 262	324	林道箕沢線	600	⑩	⑤林道箕 沢線
針生字小松沢 288	62	林道小松沢線	600	⑪	
針生字にごり沢 260	162	林道古桧峠線	500	⑫	
八総字大上沢 12	18	林道大上沢線	500	⑬	
八総字手取 5	97	林道手取中山 線	1,000	⑭	
白沢字沼ノ平 17	74	林道白沢線	800	⑮	⑭林道白 沢線
青柳字入山 37・40	161	林道横向線	1,600	⑯	
古町字小白沢 11・16	163	林道戸屋線	1,600	⑰	
古町字大日影 3	42	林道柄倉向線	1,000	⑱	
大桃字平沢山 61・62	225	林道越郷線	700	⑲	⑫林道越 郷線
下山字道木 63・65	10	林道鳥越鳥居 線	3,000	⑳	⑳林道鳥 越鳥居線
山口字桑久保 22	86	林道木伏椿平 線	800	㉑	㉑林道木 伏椿平線
東字間岸山 17	150	町道106号線	800	㉒	

界字味沢入 82	88	林道界線	1,000	㉓	㉒ 林道界線
-------------	----	------	-------	---	--------

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとします。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半 5カ年の 計画 箇所	対図 番号	備考
開設 (新設)	自動車道	林道	針生字 駒戸山	田島・ 舘岩 I	1,500	(180) 500	○	①	
		林業 専用 道	藤生字 小塩	小塩麻 布	2,400	195	○	②5	
			藤生字 小塩	小塩麻 布支	1,800	94	○	②6	
			八総字木 戸沢	数間沢 ・木戸 沢	800	78	○	②7	
			糸沢字 中沢山	中沢山	500	124	○	②8	
			八総字手 取	熊倉	100	54		②9	
	計			6	7,100				
開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半 5カ年の 計画 箇所	対図 番号	備考

開設 (改築)	自動車道	林道	針生字 宮ノ下	七ヶ岳	15,831	2,956	○	④	
	計			1	15,831				
開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半 5カ年の 計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	針生字 向山	箕沢	200 1	331		③	
			針生字 宮ノ下	七ヶ岳	200 10	2,956	○	④	
			中ノ井字 大杉ノ上	前沢入	300 2	214		⑤	
			塩ノ原字 上台	塩ノ原	400 3	483		⑥	
			八総字 木戸沢	木戸沢	200 2	188		⑦	
			八総字 手取	峠ノ沢	300 2	201		⑧	
			青柳字 沢口	青柳	180 2	(146) 635		⑨	
			大桃字 平沢山	越郷	450 5	(429) 739		⑩	
			白沢字 沼ノ平	沼ノ平	12 2	121		⑪	
			白沢字 居平	白沢	90 3	(3) 266		⑫	
			下山字 中石	鳥越鳥 居峠	400 4	1,582		⑬	
			和泉田 字 富沢口	富沢	100 1	<25> (371) 1,354		⑭	
			宮床字 居平	宮床界	100 1	265		⑮	
			界字 伝上	界	1,000 2	598		⑯	
山口字 倉田	山神界	2,500 1	538		⑰				
山口字 椿平	木伏椿 平	150 3	727		⑱				

			貝原	貝原	60 3	129	○	⑱	
			水無字 隔沢山	渡実	85 4	1,444	○	⑳	
			熨斗戸字 新坂	矢竹 阿多根	100 1	<27>	○	㉑	
			青柳字 関山	横向	45 1	259	○	㉒	
			多々石	田島・館 岩I	500 1	500	○	㉓	
	計			21	7,372 54				
開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半 5カ年の 計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	針生字 宮ノ下	七ヶ岳	15,831	<233> (310) 2,956	○	④	
			藤生字 狐窪	富貴沢	4,900	298		㉑	
			中ノ井字 大杉ノ上	前沢入	1,630	214		⑤	
			八総字 番屋	大上沢	701	182		㉒	
			白沢字 沼ノ平	沼ノ平	500	<40> 121		⑪	
			白沢字 居平	白沢	700	<3> 266		⑫	
			下山字 道木	下山森戸 沢	3,891	189		㉓	
			界字 伝上	界	4,800	(25) 598		⑯	
			和泉田 字 富沢口	富沢	3,000	<25> (371) 1,354		⑭	
	計			9	35,953				

(注) 上段 () は国有林、< > は官行造林の面積で内数

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとします。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとします。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成 27 年 2 月 20 日付け 26 森第 3529 号）」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成 28 年 5 月 9 日付け 28 森第 236 号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本町の林業従事者は137人で、年々減少しており、高齢化の傾向にあります。更に森林の所有規模は、5ha未満の保有者が大半を占めていることから、計画的な森林施業も困難な状況となっています。

しかし、全面積の約92%を占める森林の整備造成は重要であり、林業従事者確保のため中核となる森林組合等の林業事業体については、魅力ある産業として若い林業の担い手に受け入れられる事業体となるよう、地域間の連携を図り、組織強化、労働環境の改善、労働安全の確保等労務対策を推進するとともに、従事者の技術向上による地位の確立を図ります。

(1) 林業従事者の育成

林業経営の複合化等により雇用の通年化を図り、積極的に林業に就労できる環境を整備するとともに、林業従事者が各種研修会へ参加できる体制の整備を進めることにより、林業に対する関心と意欲の高揚を図ります。また、林業後継者が安定的に経営できるよう、施設の近代化及び機械化の推進と技術の習得を図ります。

(2) 林業後継者等の育成

本町の林業経営は、零細林家が多く保有地も分散していることから、家族労働力を中心としてきましたが、社会情勢の変化により若年労働力の他産業への流出が著しく、林業後継者不足は深刻な問題となっています。今後、このような問題を解消するために、林業経営の合理化・効率化を推進し、若年に魅力ある林業環境づくりに努め、さらなる技術向上をめざすため各種研修会等に参加する機会を設けることにより、林業後継者の育成・確保に努めるものとします。

(3) 林業事業体の体質強化方策

林業事業体は小規模な経営体が多いことから、施業地の集約や機械化の導入による効率的な施業を推進すると共に、従事者の技術向上を図ることで経営体質の強化に努めるものとします。

(4) 森林組合をとりまく状況と果たすべき役割

南会津森林組合の経営基盤強化を図り、地域の森林整備の中核的担い手としての役割が期待されています。

しかし、経営の中心を県町などが発注する事業の受託に依存し、受託事業の減少が経営に直接影響を与える体制となっています。

組合員が所有する森林は、小規模で所在も分散していることや木材価格の低迷により森林経営意欲も減退し、施業の遅れ等が見られます。森林組合の本来

の役割である組合員の所有する森林の整備を推進することで、地域林業の中核としての役割を果たし、合併の効果を発揮した経営を持続させていくため、施業の効率化や機械化の導入を推進すると共に、意識改革と人材の育成に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状 (参考)	将 来
伐倒 造材 集材	町内一円 (緩傾斜地)	チェーンソー (伐木) チェーンソー (造材) 林内作業車 (ウインチ付) スノーモービル、集材機 小型ブルドーザー	チェーンソー、プロセッサ 林内作業車、集材機 小型スキッド スノーモービル 小型ブルドーザー
	町内一円 (急傾斜地)	チェーンソー、林内作業 車、集材機	チェーンソー、林内作業車 集材機、小型タワーヤード 簡易プロセッサ
造林 保育等	地拵え、下 刈	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機
	枝打ち	鉋、鋸、自動枝打機	鉋、鋸、自動枝打機
	除 伐	チェーンソー	チェーンソー

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進を図るため、地域における木材の需要や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大により、多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めるものとします。

また、乾燥材や品質及び強度性能の明確な木材製品の生産を促進し、地場産木材の信頼性の確保を図るとともに、木材関係者による NPO 等の活動を支援することにより、地域の木材の地産地消並びに地産外消に努めるものとします。

その際、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、素材生産能力の向上や森林認証材を活かした川上・川下の連携など、町、県等行政機関、森林組合、林業事業者等関係者一体となって推進するよう努めるものとします。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ、ツキノワグマ及びカモシカを対象鳥獣として、食害や剥皮等の森林被害の防止を図り、森林の伐採後の適切な更新の確保及び造林木の着実な生育を確保し、森林の有する公益的機能の維持を推進します。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

① ニホンジカ

ニホンジカによる森林被害は、植栽木等幼齢木の食害と成木の剥皮であり、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置のほか、わなによる捕獲を推進することで被害の防止を図ります。また、被害防止対策は人工造林を中心に推進するものとします。

② ツキノワグマ

ツキノワグマによる森林被害は、成木の剥皮であり、剥皮防止帯の設置を推進することで被害の防止を図ります。

③ カモシカ

カモシカによる森林被害は、植栽木等幼齢木の食害であり、幼齢木保護具の設置を推進することで被害の防止を図ります。

2 その他必要な事項

森林の鳥獣被害防止の対策実施は、地元猟友会や森林所有者と連携して行うものとし、対策の実施状況は森林所有者に聞き取り等を行い、被害防止対策が行われていない場合には、必要により森林所有者に鳥獣被害防止対策について助言・指導等を行うものとします。

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
ニホンジカ 及び ツキノワグマ	田島 10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、 21、22、23、24、26、91、175、176、177、180、 181、182、183、184、185、186、187、188、189、 190、191、192、193、227、228、229、231、233、 234、235、236、237、238、239、240、241、242、 243、244、245、246、247、248、249、250、252、 253、254、260、261、262、263、264、265、266、 267、268、269、270、271、272、273、275、276、 277、278、279、280、281、282、283、284、285、 286、287、294、295、296、297、298、353、354、 357、358、359 館岩 9、10、11、44、45、46、47、48、49、50、55、56、 57、58、59、60、68、69、70、71、79、80、82、 83、84、85、86、87、88、89、90、93 伊南 17、18、22、23、24、25、46、47、48、50、51、 52、53、54、55、56 南郷 3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、 16、17、18、19、20、22、23、24、30、35、36、 80、81、82、83、	17,891.29
カモシカ	田島 22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32 33、34、35、36、91、119、120、121、124、125、 126、127、128、129、130、131、132、133、134、 135、136、137、138、139、140、141、142、143、 144、145、146、147、148、149、153、169、170、 218、219、227、353、354 館岩 49、50、51、52、53、54、55、71、92、93、94 95、96、97 伊南 28、47、48、49、50	5,947.86

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

カシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において、重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとします。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとします。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加する一方、気候変動の影響により乾燥期や高温の期間が長期化し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、乾燥期に発令される林野火災注意報・警報を注視しながら林野火災の未然防止に努めていくものとします。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林、又は森林に接近する土地において火入れをする場合、南会津町火入れに関する条例により実施することし、留意すべき事項は次のとおりです。

- ア 乾燥注意報や強風時は行わない。
- イ 防火用の水を準備する。
- ウ 野焼き後は、確実に消火の確認を行う。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗

性品種の導入等を促進するものとします。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとします。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
宮沢	32	10.31	0	10.31	0	0	0	
小塩	34	4.02	2.52	1.5	0	0	0	
青柳	39	9.44	2.39	7.05	0	0	0	
大桃	62、63	228.78	0	228.78	0	0	0	
下山	61	39.56	0	39.56	0	0	0	
界	77	106.66	0	104.39	0	0	2.27	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を行うこととする。
保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈、除伐などの保育を適切に行うこととする。 また、適切な枝打ち及び間伐により、林内照度の確保を図ることとする。
伐採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
その他	法令などの制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画します。

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定の基づく区域について、次のとおり定めるものとします。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
永田	1、2、3、4、5、6、7、8、9、342、343、344	583.03
丹藤	10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21	989.02
長野、田部	22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33 34、91	1,160.24
水無1	35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45	1,172.79
水無2	46、47、48、49、50、51、52	669.22
水無3	86、87、88、89、90	417.77
栗生沢1	53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64 65、66、67、68、69、70	1,685.98
栗生沢2	71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82 83、84、85	1,234.64
田島	92、93、94、95、96、97、98、99、100	725.62
中荒井	101、102、103、104、105、106、107、108、109、110	670.15
川島	111、112、113、114、115、116、117、118、119、120 121、122	834.23
関本	123、124、125、126、127、128、129、130、131、132	572.31
糸沢1	133、134、135、136、137、138、139、140、141、142 143、144、145	857.85
糸沢2	146、147、148、149、150、151、152、153、154、155 156、157、158、159、160	1,017.30
糸沢3	161、162、163、164、165、166、167、168、169	601.30
糸沢4	213、214、215、216、217、218、219、220、221、222 223、224	980.34
糸沢5	225、226、227、228、229、230、231、232、233、234 236	928.88
滝野原1	170、171、172、173、174、175、176、177、178、179	709.45

滝野原 2	180、181、182、183、184、185、186、187、188、189 190、191、192、193、194、195	1, 134. 77
区域名	林 班	区域面積(ha)
滝野原 3	196、197、198、199、200、201、202、203、204、205 206、207、208、209、210、211、212	1, 325. 68
藤生	235、237、238、239、240、241、242、243、244、245 246、247、248、249、250、251、252、253、254、255 256、257、258	1, 446. 23
針生 1	259、260、261、262、263、264、265、266	1, 202. 22
針生 2	267、268、269、270、271、275、276、279	1, 019. 28
針生 3	272、273、274、277、278、280、281、282、283、284 285	1, 097. 74
針生 4	286、287、288、289、290、291、292、293、294、295 296、297、298、299	1, 462. 66
静川 1	300、301、302、303、304、305、306、307、308、311 312、313、314、315、316	1, 525. 50
静川 2	309、310、317、318、319、320、321	509. 45
静川 3	322、323、324、325、326、327、328	654. 69
金井沢	329、330、331、332、333、334、335、336、337、338 339、340、341、345、346	1, 403. 77
高野	347、348、349、350、351、352、353、354、355、356 357、358、359	1, 680. 71
界	1、2、3、4、74、75、76、77、78、79、80、81、82 83、84、85、86、87、88、89	1, 909. 09
台板橋	5、6、7、8、9、10、11	888. 65
東	12、13、14、15、16、17、18、19、20、21	1, 097. 45
山口・木伏	22、23、24、25、26、27、28、29、30、31	1, 059. 44
鴿巢	32、33、34、35、36、37、38、39	1, 237. 64
和泉田	40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51 52、53、54、55、56	1, 585. 27
下山	57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68 69、70、71、72、73	1, 600. 10
古町・多々石	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、65	930. 89
白沢	14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、 27	1, 095. 65

小塩・青柳	33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45	1,127.77
浜野・大桃	46、47、48、56、57、58、59、60、61、62、63	983.39
区域名	林 班	区域面積(ha)
宮沢・小立岩	28、29、30、31、32、49、50、51、52、53、54、55、64	805.56
手取	1、2、3、4、5、6、13、14、15、16、17、18	1,284.16
番屋	7、8、9、10、11、12	1,019.22
森戸	19、20、21、22	405.63
熨斗戸	23、24、25、26、27、28、29、30	1,039.05
矢竹	31、32、33、34、35、36	715.37
鱒沢	37、38、39、40、41	696.17
安ヶ森	42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54	1,659.97
湯ノ花	55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、81	1,361.86
貝原	65、66、67、68、69、70、71	997.71
田代山	72、73、74、75、76、77、78	1,008.70
塩ノ原	79、80、82、83、84、85、86、87、88、89	1,104.29
宮里	90、91、92、93、94、95、96、97	677.90

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じて、発生する間伐材や林地残材を活用し、建築材をはじめ、割り箸材や燃料となる木材チップ等の木質バイオマス生産につなげるなど、有効利用を図ります。また、南会津地域の木材の安定供給に向け町、県、国等行政機関及び森林組合、林業事業体、NPO等による協議会に参画し、山林の持続的な経営のための資源・人材・資金の循環モデル構築を推進します。

木材搬出や路網整備においては、関係者が連携して進めることで、資源の付加価値を生み出し、サプライチェーンの強化を図ります。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

尾瀬国立公園等を含む約92%の面積を占める森林は、四季折々の美しい景観を有していると共に、自然環境を利用した施設等は観光施設として利用を推進します。また、自然や森林等の環境学習の場として、森林の総合利用を推進します。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

町有林の複層林区域を都市と山村の森林づくりの場として提供するとともに、緑の募金活動や緑の少年団等による緑化活動の支援、町内小中学校等への緑化木及びパンフレットの配布等の啓蒙普及活動を行います。また、ヤマザクラ等花木の植栽を支援し、豊かな自然の大切さや故郷への愛着心を育む施策を推進します。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本町を流れる阿賀川は、荒海山を源にしており、伊南川と共に阿賀野川へ合流し、新潟県へ流れており、下流の新潟県新潟市民と上下流域住民が共通の課題としてとらえた、水と緑の大切さを将来に受け継いでいくために、水源地付近の山で「水源の森」を造成し、施業を実施していきます。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理法に基づき、森林所有者の意向等を確認し、林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図ります。

計画期間内における森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

注 必要に応じて、付属資料の森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

7 その他必要な事項

(1) 南会津産材供給システム

南会津地域の木材の安定供給に向け、町、県、国等行政機関及び森林組合、林業事業体、NPO等による協議会に参画し、南会津産材の供給拠点の開設、運営を支援します。

(2) その他

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、当該制限に従った施業を実施することとします。

参 考 资 料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22年	17,864 (89.9)	8,667	9,197	2,068	1,068	1,000	1,765	906	859
	H27年	16,264 (81.9)	7,949	8,315	1,729	892	837	1,515	811	704
	R2	14,409 (80.7)	7,083	7,326	1,331	661	670	1,220	693	527
構成比 (%)	H17年	100.0	48.6	51.4	13.3	6.7	6.6	11.3	5.9	5.4
	H22年	100.0	48.5	51.5	11.6	6.0	5.6	9.9	5.1	4.8
	R2年	100.0	49.2	50.8	9.2	4.6	4.6	8.5	4.8	3.7
	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	H22年	2,540	1,358	1,182	5,111	2,704	2,407	6,369	2,620	3,749
	H27年	2,231	1,199	1,032	4,595	2,395	2,200	6,181	2,640	3,541
	R2	1845	966	879	3,965	2,116	1,849	6,048	2,647	3,401
構成比 (%)	H17年	15.6	8.2	7.3	27.2	14.2	13.1	32.5	13.6	19.0
	H22年	14.2	7.6	6.6	28.6	15.1	13.5	35.7	14.7	21.0
	R2年	12.8	6.7	6.1	27.5	14.7	12.8	42.0	18.4	23.6

※令和2年調査分、男33名、女9名について年齢別不詳

資料：国勢調査

② 産業別部門別就業者数

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		
実数 (人)	H17年	10,009	1,468	107	9	1,584	3,148	5,396
	H22年	8,666	1,177	137	6	1,320	2,374	5,274
	H27年	8,244	1,051	141	5	1,192	2,175	4,877
構成比 (%)	H17年	100.0	14.7	1.1	0.1	15.8	31.5	52.7
	H22年	100.0	14.5	1.6	0.1	15.2	27.4	57.2
	H27年	100.0	12.7	1.7	0.1	12.5	26.4	59.2

資料：国勢調査

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	H22	88,652	1,584	1,176	386	X	X	X	X	X	81,593	81,593	X	X
	H27	82,187	1,521	1,181	319	21	X	X	X	X	80,666	80,666	X	X
	R2	88,647	1,346	983	352	11	X	X	X	17	80,658	80,635	23	X
構成比 (%)	H22	100.0	1.8	1.3	0.4	X	X	X	X	X	92.0	92.0	X	X
	H27	100.0	1.9	1.4	0.4	X	X	X	X	X	98.1	98.1	X	X
	R2	100.0	1.5	1.1	0.4	X	X	X	X	X	91.0	91.0	X	X

(注) Xは個人又は法人その他団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

資料：2020 農林業センサス

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(令和3年4月1日現在)

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A) (%)
		面積(A) (ha)	比率 (%)	計 (ha)	人工林(B) (ha)	天然林 (ha)	
総数		81,803		80,722	18,467	62,255	22.6
国有林		24,873	30.4	24,174	4,294	19,880	17.3
公有林	計	17,586	21.5	17,501	7,249	10,252	41.2
	都道府県有林	860	1.1	847	520	327	60.5
	市町村有林	9,208	11.3	9,171	1,531	7,640	16.6
	財産区有林	2,005	2.5	1,971	486	1,485	24.2
	森林総研・公社造林	5,513	6.7	5,512	4,712	800	85.5
私有林		39,344	48.1	39,047	6,924	32,123	17.6

資料：地域森林計画書 森林資源構成表 森林管理署データ

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	H12	37,536	36,090	1,446	630	816
	H29	38,825	36,113	2,712	724	1,988
構成比 (%)	H12	100.0	96.1	3.9	1.7	2.2
	H29	100.0	93.0	7.0	1.9	5.1

資料：森林簿

③ 民有林の齢級別面積

区分	齢級別 総 数 ha	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11 齢級以上
		民有林計	56,546	398	576	1,296	4,780
人工林	14,171	25	12	179	1,501	3,688	8,766
天然林	42,375	373	564	1,117	3,279	2,796	34,246
(備考) スギ 13%							
アカマツ 6%							
カラマツ 7%							
天然広葉樹 72%							

資料：地域森林計画 森林資源構成表

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	経営体数					
～3ha	929	10～20ha	133	50～100 ha	11	
3～5ha	421	20～30 ha	32	100～500 ha	8	
5～10ha	330	30～50 ha	25	500 ha 以上	1	
資料：2020年農林業センサス					総 数	1,890

⑤ 林道の状況

(令和2年4月1日現在)

区 分	路 線 数	延 長	林道にかかる 利用区域面積	林道密度
民有林林道	127	km 363.39	ha 56,651	m/ha 6.41

資料：南会津町林道台帳

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
該当なし

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		57,291
内	第1次産業	2,020
	うち 林 業 (B)	381
訳	第2次産業	11,410
	うち木材・木製品製造業 (C)	X
第3次産業		43,648
(B+C) / A		0.7%

資料：平成30年度福島県市町村民経済計算年報

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	31	708	210,372
うち木材・木製品製造業(B)	7	80	14,052
B/A	22.6%	11.3%	6.7%

資料：福島県統計課編「2020年工業統計調査結果報告書」から抜粋

(7) 林業関係の就業状況

(令和3年3月31日現在)

区分	組合・事業者数	従業者数		備考
			うち作業員数	
森林組合	1	37	26	名称：南会津森林組合
生産森林組合	3	18	0	名称： 白沢生森 界生森 東生森
素材生産業	15	52	39	
製材業	11	65	50	

資料：南会津農林事務所

(8) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	13		1	7	5		
モノケーブル	0						ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	2				2		無線操縦による木与機
自走式搬器	0						リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車	11		3	6	2		林内作業車
ホイールトラクタ	3			2	1		主として索引式集材用
動力枝打器	0						自動木登式
クレーン付トラック	8		2	5	1		
グラップル付トラック	18			4	13	1	
(高性能林業機械)							
フェラーバンチャー	0						

スキッド	0					伐倒、木揃用の自走機
プロセッサ、グラップルソー	4			4		枝払、玉切、集材用自走機
ハーベスタ	1			1		伐倒、枝払、玉切、集材用自走機
フォワードラー	4		2	2		積載式集材用車両
タワーヤーダ	0					タワー付き集材機

資料：南会津農林事務所（令和元年度末現在）

(9) 林産物の生産状況

(令和3年3月31日現在)

種類	素 材 m ³	チップ m ³	苗 木 本	しいたけ		なめこ t	まいたけ t	ひらたけ t
				生 t	乾 kg			
生 産 量	33,919	23,610	211,000	59.8	68.0	3.0	0.4	0.4

資料：南会津農林事務所

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況（令和2年3月31日現在）

区域	作業種	面積	備考
該当なし			